平成２２年（フ）第６４８号
静岡市駿河区谷田36番29号　杉の子ハウス15号
債務者　権代　英司
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７０７号
静岡市葵区東鷹匠町４番30―207号、旧住所静岡市葵区伝馬町24番地の11　ヴィラコンテッサ305号
債務者　早瀬　達郎
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７１６号
静岡市葵区七間町８番地の７
債務者　服部美由紀
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７２５号
静岡市駿河区丸子２丁目15番Ｊ６―306号
債務者　小山　勝巳
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７２６号
静岡市葵区羽鳥６丁目10―10　フォルテシモうさみＣ―202号、住民票の住所静岡市葵区千代１丁目13番67号
債務者　小山　和雄
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４９９号
静岡県焼津市惣右衛門629番地の３
債務者　實石えみ子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６１５号
静岡県焼津市小土261番地の15、旧住所静岡県焼津市宗高247番地の１
債務者　代田　岳美（旧姓大場）
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６６８号
静岡市葵区川越町１番19号　レジデンス永田102号、旧住所静岡市葵区本通７丁目１番地の９　立林ビル301号
債務者　山澤　昌也
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７１９号
静岡市駿河区小鹿２丁目５番１―516号
債務者　西口けい子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７３９号
静岡市清水区由比178番地の18
債務者　袴田　光司
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午後４時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７５６号
静岡県焼津市北新田157番地の１、旧住所静岡市駿河区国吉田５丁目９番
債務者　上野　春美
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３８５号
東京都八王子市長房町125番地４
債務者　眞田　昌則
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月27日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６４号
静岡県藤枝市時ヶ谷1694番地　レオパレス川崎104号
債務者　山口　義彰
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月２日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６３９号
静岡県島田市岸町36番地の５
債務者　掛本　雅男
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月２日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６９１号
静岡市駿河区敷地１丁目21番６―305号
債務者　森田　綾子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月２日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部